

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律			法令の番号	昭和32年法律第164号		
許認可等の種類	組合協約の認可・変更の認可			根拠条項	第14条の10第3項		
<p>組合は、当該業種における過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は過度の競争により組合員の営業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがある場合に、適正化規程の場合に準じて、その組合の組合員たる資格を有する者で組合員でない者と、料金又は販売価格あるいは営業方法を制限する目的で、組合協約を締結することができる。</p> <p>組合協約は、次の要件を満たして知事の認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記の事態を克服するための必要かつ最小限度の範囲をこえていないこと。 2 利用者又は消費者の利益を不当に害するものでないこと。 3 その他組合協約によりその相手方が遵守すべきこととなる事項が、組合員が適正化規程により遵守すべき事項と同一であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)「遵守すべき事項」とは、規程に定められている料金等の制限、休日、営業時間、物品等の供与及び不当な公告その他の表示等に関する制限事項の全部又は一部といい、これら以外の事項を組合協約によりその相手方が遵守すべき事項としてはならないこと。 (2)「遵守すべき事項」の内容については、規程で定める組合員の「例外申請」に対する取扱いに準じて判断するなどして相手方に合理的な理由があると認められる場合には、規程の内容と異なるものになることを妨げないこと。 (3)農業協同組合、消費生活協同組合等と組合協約を締結しようとするときは、これらの組合の特殊性を十分考慮すること。 4 組合協約締結の前に総会又は総代会の承認を得ていること。 5 書面をもって締結すること。 6 その他不適当と認める場合は許可しない。 							
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課	標準処理期間 標準経由期間	20日 一日
						目次 NO	